

魚津市省エネ家電等買換え促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー価格の高騰を踏まえ、一般家庭におけるエネルギーの費用負担を軽減し、省エネルギー性能の高い家電等（以下「省エネ家電等」という。）の買換えを促進することを目的とし、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、魚津市省エネ家電等買換え促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 統一省エネラベル エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギー使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置（平成18年経済産業省告示第258号）に規定するエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。）で定めた家電等の省エネ基準を達成しているかどうかを、小売事業者等が分かりやすく表示したラベルをいう。

(2) 省エネ基準達成率 省エネ法に基づいて定められた機器ごとの省エネ基準の達成率をいう。

(3) 年間給湯保温効率 日本工業規格JIS C 9220：2011（以下「規格」という。）に基づき、ヒートポンプ給湯器を運転したときの単位消費電力当たりの給湯熱量及び保温熱量を表した指標をいう。

(4) 年間給湯効率 規格に基づき、ヒートポンプ給湯器を運転したときの単位消費電力量当たりの給湯熱量を表した指標をいう。

(5) 熱効率 投入した熱エネルギーが仕事や電力等有用なエネルギーに変換される割合をいう。

(補助対象者及び補助金の交付)

第3条 市長は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者（以下「補助対象者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 申請日時点で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により、本市の住民基本台帳に記録され、かつ居住実態がある個人であること。

(2) 令和4年10月5日から令和5年2月28日までの間に、市内の販売店舗等において新品の省エネ家電等を、買換えを目的として購入し、自らが居住する市内の住宅（前号の住民基本台帳に登録されている場所と同一のものに限る。）に設置していること。

- (3) 第1号に規定する者と生計を一にする世帯員全員が規則附則第2項に規定する市税等を滞納していないこと。
- (4) 同一の省エネ家電等に対し、他の補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 魚津市暴力団排除条例（平成24年魚津市条例第1号）第2条に規定する暴力団員でないこと又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有していないこと。

（補助対象省エネ家電等）

第4条 補助金の対象となる省エネ家電等は、次の各号に定めるものとする。

- (1) エアコン（統一省エネラベル3星以上のものに限る。）
- (2) 冷蔵庫（省エネ基準達成率100%以上のものに限る。）
- (3) 高効率給湯器
 - ア 自然冷媒ヒートポンプ（年間給湯保温効率又は年間給湯効率が3.0以上のものに限る。）
 - イ 潜熱回収型給湯器（熱交換器を備えており、熱効率94%以上のものに限る。）
 - ウ 高効率石油給湯器（熱交換器を備えており、熱効率94%以上のものに限る。）
 - エ ハイブリッド給湯器
 - オ 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム

2 前項各号に掲げる省エネ家電等については、買換え前の機器よりも省エネルギー性能が高いものとする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 補助対象経費は、令和4年10月5日から令和5年2月28日までに補助対象者が支払った省エネ家電等の購入費及び取換え又は工事に要する経費とし、補助対象者自ら工事することに要した経費は含まないものとする。

2 補助金の額は、前項に規定する補助対象経費の20%と次条に規定する補助上限額とを比較していずれか低い方の額とする。

3 前項により算出した額に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助上限額）

第6条 補助上限額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) エアコン 3万円
- (2) 冷蔵庫 3万円

(3) 高効率給湯器 5万円

2 前条の規定による補助金の交付は、第3条第2号に規定する期間内において、本人又は本人と生計を一にする世帯員のいずれか1度のみとし、第4条に規定する補助対象省エネ家電等2台を上限とする。

(交付の申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、魚津市省エネ家電等買換え促進事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和5年2月28日までに市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費の分かる領収書の写し

(2) 買換え前後の家電等の写真

(3) 明細書（別紙）

(4) 口座情報が分かるものの写し

(5) その他市長が必要と認めるもの

(交付決定及び額の確定)

第8条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否の決定及び額の確定をするものとする。

2 市長は、前項の交付の可否の決定及び額の確定をしたときは、その結果を魚津市省エネ家電等買換え促進事業補助金交付決定兼額の確定通知書（様式第2号）又は魚津市省エネ家電等買換え促進事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定による交付の決定を魚津市省エネ家電等買換え促進事業補助金交付決定及び額の確定取消通知書（様式第4号）にて取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(1) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助申請者が、第3条第5号に該当することが判明したとき。

(4) その他市長が相当の理由があると認めたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和4年11月2日魚津市告示第132号）

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行し、令和4年10月5日から適用する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に第8条第1項の規定による交付決定を受けている者に係る第9条の規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

申請者 氏 名
住 所 〒 ー
魚津市
連絡先 ー ー

魚津市省エネ家電等買換え促進事業補助金交付申請書兼実績報告書

魚津市省エネ家電等買換え促進事業補助金の交付を受けたいので、魚津市省エネ家電等買換え促進事業補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、次の関係書類を添えて申請するとともに、報告します。

なお、魚津市省エネ家電等買換え促進事業補助金交付要綱第 3 条第 3 号に規定する交付要件を確認するため、申請者及び生計を一にする世帯員全員の住民基本台帳登録及び市税等の完納要件について担当職員が確認することを承諾します。

- 1 交付申請額 円
- 2 関係書類
 - (1) 補助対象経費の分かる領収書の写し
 - (2) 買換え前後の家電等の写真
 - (3) 明細書（別紙）
 - (4) 口座情報が分かるものの写し
 - (5) その他市長が必要と認めるもの

私は、交付要綱第 3 条各号を全て満たし、交付要綱第 9 条のとおり、補助金の返還について承諾します。

明細書

【省エネ家電等の詳細】

1 台目

購入家電等 (いずれかを○で選択)	エアコン ・ 冷蔵庫 ・ 高効率給湯器 ()		
購入年月日			
購入店舗等の名称			
買換え前家電等	(メーカー名) (型式・品番)		
買換え後家電等	(メーカー名) (型式・品番)		
補助対象経費内訳	(家電等購入費)		円
	(取換え又は工事費)		円
	(その他)		円
	計		円
生活環境課記載欄	受付No.		

2 台目

購入家電等 (いずれかを○で選択)	エアコン ・ 冷蔵庫 ・ 高効率給湯器 ()		
購入年月日			
購入店舗等の名称			
買換え前家電等	(メーカー名) (型式・品番)		
買換え後家電等	(メーカー名) (型式・品番)		
補助対象経費内訳	(家電等購入費)		円
	(取換え又は工事費)		円
	(その他)		円
	計		円
生活環境課記載欄	受付No.		

振込口座情報	金融機関名		支店名	
	預金種別		口座番号
	フリガナ			
	口座名義人			

様式第 2 号（第 8 条関係）

魚津市指令 第 号

申請者 住 所 魚津市
氏 名

魚津市省エネ家電等買換え促進事業補助金交付決定兼額の確定
通知書

年 月 日付けで申請のあった、魚津市省エネ家電等買換え促進
事業補助金については、魚津市省エネ家電等買換え促進事業補助金交付要綱
第 8 条の規定により、次の条件を付して交付し、併せて交付額を金 円
に確定します。

年 月 日

魚津市長

- 1 補助金の交付決定を受けた者は、補助金に係る経理について収支を明確にした証拠書類を整備し、補助金の交付決定を受けた後、5年間保存しなければならない。
- 2 市長は、魚津市省エネ家電等買換え促進事業補助金交付要綱第 9 条の定めるところにより、補助金の交付決定を受けた者の不正等を理由として、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて既に交付された補助金の返還を命じるものとする。

様式第 3 号（第 8 条関係）

魚津市指令 第 号

申請者 住 所 魚津市
氏 名

魚津市省エネ家電等買換え促進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市省エネ家電等買換え促進事業補助金については、魚津市省エネ家電等買換え促進事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、次の理由で不交付を決定しましたので通知します。

年 月 日

魚津市長

交付しない理由

様式第4号（第9条関係）

魚津市指令 第 号

申請者 住 所 魚津市
氏 名

魚津市省エネ家電等買換え促進事業補助金交付決定及び額の確定
取消通知書

年 月 日付け魚津市指令 第 号により交付決定及び額の確定のあった魚津市省エネ家電等買換え促進事業補助金については、魚津市省エネ家電等買換え促進事業補助金交付要綱第9条の規定により、次の理由で交付を取り消したので通知します。

年 月 日

魚津市長

取り消す理由